

墨田区インターンシップ募集要項

令和7年度墨田区インターンシップの募集要項は以下のとおりです。

1 目的

就業体験を通して、自治体行政への関心を高め、墨田区政に対する理解を深めていただくこと。

2 実習対象者

大学生
大学院生
短期大学生
専門学校生

3 実習生の身分

実習生は、墨田区の職員としての身分は有しません。

4 手続の流れ

(1) 申込書の提出	<p>墨田区電子申請サービス（以下「LoGo フォーム」）で、学生様ご本人から墨田区へ申込みを行ってください。</p> <p>※申込の受付は、令和7年5月26日（月）午後5時までです。</p> <p>※申込期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、申込時に入力いただいたメールアドレスあてに「送信完了メール」が送信されます。メールが届かない場合は、申込期間中に必ず職員課までご連絡ください。</p> <p>※実習参加にあたり、「傷害保険」及び「賠償責任保険」への加入が必須となります。申込時に保険証書の写しをアップロードしてください。申込時に保険未加入の場合は、申込画面上で「受入れが決定した場合は、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習の1週間前までに提出します」にチェックを入れ、加入次第なるべく早く、遅くとも実習の1週間前までに LoGo フォームで提出してください。</p> <p><LoGo フォーム URL（保険証書の写し提出用）> https://logoform.jp/form/DnDq/1012007</p> <p><職員課メールアドレス> syokuin@city.sumida.lg.jp</p> <p><職員課電話番号> 03-5608-6245</p>
(2) 受入結果の通知	墨田区側で日時や内容等を調整後、受入結果通知を申請時に入力

	<p>いただいたメールアドレスあてにメール送付します（原則6月下旬から7月初旬）。</p> <p>受入れが決定した方へは「実習概要」も併せて送付します。</p>
(3) 誓約書の提出	<p>受入れが決定した学生様から墨田区へ、LoGo フォームで誓約書を提出いただきます（様式は本区指定）。</p> <p>受入結果通知が届き次第提出してください。遅くとも実習の1週間前までの提出をお願いします。</p> <p><LoGo フォーム URL（誓約書提出用）> https://logoform.jp/form/DnDq/1013453</p> <p>※申込時の提出は不要です。</p>
(4) インターンシップ実施	<p>指定日時に指定場所へお越しください（主に8月に実施）。</p>

5 実施期間と実施日数等

実施期間は主に8月とし、実施日数は原則3日以内です。ただし、実施日数は単位認定や保険加入のため等理由がある場合は5日以内とします。実習時間は、原則として墨田区の執務時間内で墨田区が指定する時間とします。

6 実習内容

墨田区の業務に関連する範囲内とし、墨田区側で日時や内容等を調整後、「実習概要」を学生等に通知します。

7 服務

- (1) 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければなりません。
- (2) 実習生は、実習期間中、墨田区職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、職員課長、受入所属の所属長及び実習担当者の指導、指示等に従わなければなりません。
- (3) 実習生は、実習を通じて知り得た情報（公開されているものを除く）を漏らしてはいけません。実習終了後も同様です。
- (4) 実習生は、実習について報告書や論文等を外部へ発表する場合には、事前に職員課長及び受入所属の所属長の承認を得なければなりません。
- (5) 実習生は、病気等のため、予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ職員課長又は受入所属の所属長にその旨連絡しなければなりません。やむを得ない場合は、事後速やかに職員課長又は受入所属の所属長にその旨連絡しなければなりません。

8 実習生は、別途定める「誓約書」を事前に墨田区へ提出しなければなりません。

9 実習の経費

実習に係る経費（交通費、食費等）は、全て実習生の負担とします。また墨田区は、実習生から提供された役務に対する報酬等は支給しません。

1 0 災害補償

実習生は、災害について補償を受けることができる保険に加入し、実習中は自らの責任において対応しなければなりません。墨田区では、一切責任を負いません。

1 1 損害賠償責任

- (1) 実習生は損害賠償保険に加入し、故意又は過失によって墨田区に損害を与えた場合は、墨田区に対し、その損害を賠償しなければなりません。
- (2) 実習生が第三者に与えた損害等に関して、区は一切の責任を負いません。
- (3) 実習生が第三者に与えた損害等により、墨田区が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、実習生は当該賠償により、墨田区が被った損害の補填をしなければなりません。

1 2 実習に関する協力事項

墨田区は、実習生が実習の目的を達成するために必要な情報の提供に協力します。

1 3 実習の中止

職員課長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができます。この場合、職員課長は大学等の代表者に通知します。

- (1) 実習生が、本項番7のサービスの義務に従わない場合、その他実習を継続することが困難であるとき。
- (2) 実習を継続することにより業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 実習の目的を達成することが困難であるとみとめられるとき。